




# マイナンバーカードと運転免許証が一体化（マイナ免許証） 保有形態の違い

令和7年3月24日より、マイナンバーカードのICチップに免許情報を記録（マイナ免許証）することができ、免許証の保有形態が

①「マイナ免許証のみ」 ②「マイナ免許証と免許証」 ③「免許証のみ」 の3種類から選択できるようになりました。

手続きから手数料、一体化したことによるメリット・デメリットを考慮の上、選択してください。保有形態は免許取得の機会から選択できますが、保有形態の変更手続きは一部の警察署、幹部派出所によっては取り扱っておりません。鹿児島県警察のホームページ等でご確認ください。



保有形態選択	手続き	手数料	写真撮影	更新時講習	免許交付	希望者のみ
<b>マイナ免許証のみを保有</b> 	マイナ免許証のみの手続きで終了	マイナ免許証のみに関する手数料が発生（更新手数料）2,100円	撮影した写真は、マイナ免許証のICチップ内に記録されます。	対面講習受講か、マイナ免許証保有者は手続き前にスマートフォン等によりオンライン講習受講可能。 対面講習 優良 500円 一般 800円 オンライン講習 200円 違反・初回は対面講習のみ 1,400円	マイナンバーカードへの免許情報の記録	署名用電子証明書を警察施設で提出し、マイナポータル連携すると、次の更新時、オンラインで更新講習を受講することができますようにります。
<b>マイナ免許証と免許証を保有</b> 	マイナ免許証と免許証に関する手続きが必要	マイナ免許証と免許証に関する手数料が発生（更新手数料）2,950円	撮影した写真は、マイナ免許証のICチップ内に記録されるとともに免許証の写真になります。	対面講習受講 優良 500円 一般 800円 違反・初回は対面講習のみ 1,400円	免許証の交付とマイナンバーカードへの免許情報の記録	
<b>これまでどおり免許証を保有</b> 	免許証のみの手続きで終了	免許証のみに関する手数料が発生（更新手数料）2,850円	撮影した写真は、免許証の写真になります。	対面講習受講 優良 500円 一般 800円 違反・初回は対面講習のみ 1,400円	免許証交付のみ	



動画説明



※ 交通違反・事故等、警察官から運転免許証の提示を求められた際は、運転免許証を提示するか、マイナ免許証を提示し、免許情報を警察官の読み取り装置で読み取らせる必要があります。

# マイナンバーカードと運転免許証が一体化(マイナ免許証) 新たな事務と用語の解説

<https://youtu.be/f1z6z5XAVj0?si=DovRcTfHUKdUzn9T>

マイナ免許証  
(法律名:免許情報記録個人番号カード)

マイナンバーカードのICチップに記録される免許情報

- ・免許有効期間の末日
- ・免許条件
- ・免許証番号
- ・免許の種類
- ・免許写真等

なお、氏名、住所、生年月日はマイナンバーカード券面上に記載されているため記録されません。

一体化することにより追加される新たな手続き

 動画説明



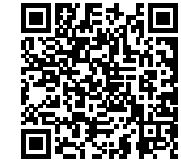
① マイナンバーカードのICチップに免許APというアプリを登載します。(受付時にマイナンバーカードをICリーダーに置き1分程度)



② マイナンバーカードに免許情報を記録し、記録内容を印字、お渡しします。(更新の方は、講習終了後)(マイナンバーカードをICリーダーに置き3分程度)



③ 署名用電子証明書を警察施設で提出(ICリーダーにマイナ免許証を置き3分程操作)し、スマートフォン等からマイナポータル連携すると、次の更新時からオンライン講習を受講することが可能になります。マイナ免許証のみの方はワンストップサービスの同意手続きも警察施設でできますが、マイナポータル連携している方はスマートフォン等でも同意手続き可能です。



希望者のみ

## 用語の解説

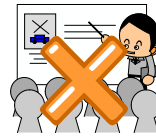
**署名用電子証明書の警察施設での提出とは**  
氏名・生年月日、性別、住所等の電子的に作成した証明書を警察施設で提出することです。署名用パスワード(英数6桁から16桁)を入力することにより本人が作成した電子情報を提出することになります。(警察施設でしか提出できません。)



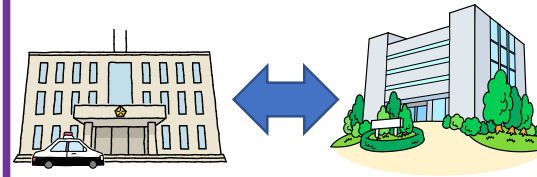
**マイナポータル連携とは**  
マイナンバーカードと健康保険証等を紐付けし、マイナポータルから保険証情報が見られるように、マイナ免許証を作り、署名用電子証明書を警察施設で提出、マイナポータルで再度署名用電子証明書を提出し、マイナポータルと免許情報を紐付けることです。(後刻、自宅等でマイナポータルから連携可能です。)



**オンライン更新時講習とは**  
免許センターや警察署等で受講していた対面の講習を優良・一般講習に該当する方は、あらかじめスマートフォン等で受講できます。署名用電子証明書を警察施設で提出後、マイナポータル連携し、マイナポータル経由でオンライン講習にアクセスする必要があります。



**住所変更ワンストップサービスとは**  
マイナ免許証だけを保有する方は、住所、氏名、生年月日、いずれかについてJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)から警察への情報提供に同意すると、同意部分のみ情報提供を受けられます。(例、住所のみ同意すれば、役場で住所変更をした場合、住所のみ免許情報が自動で書き換えられるため警察で住所変更する必要がありません。)(自宅等でマイナポータルから同意手続きも可能です。)



**本籍のオンライン変更とは**  
マイナ免許証だけを保有する方がマイナポータル連携すれば、役場等で本籍変更終了後、マイナポータル上のオンラインで免許の本籍を変更することができます。

